

令和8年2月県議会定例会提出議案（令和7年度補正分）の概要

1 予算案の概要

今回の補正は、国の令和7年度補正予算（第1号）に係るもの及びその他必要とする経費について、措置するものです。

補正額は、

| | |
|---------|----------------|
| 一 般 会 計 | △ 15億6,666万9千円 |
| 特 別 会 計 | 45億 595万5千円 |

です。

この結果、一般会計の予算の規模は、7,289億3,872万8千円となります。

今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、

| | |
|-----------|----------------|
| 県 税 | 34億7,000万円 |
| 地方消費税清算金 | 47億1,157万4千円 |
| 地 方 譲 与 税 | 32億6,175万5千円 |
| 地 方 交 付 税 | 124億5,465万8千円 |
| 国 庫 支 出 金 | 18億4,121万6千円 |
| 繰 入 金 | △157億4,181万7千円 |
| 県 債 | △ 85億8,530万円 |
| そ の 他 | △ 29億7,875万5千円 |

です。

なお、今回の補正予算の主な内容は、次のとおりです。

一般会計歳出一覧

(単位:千円)

| 款 別 | 補正前の額 | 今回補正額 | 計 |
|-------------|-------------|--------------|-------------|
| 議 会 費 | 1,196,339 | △ 101,739 | 1,094,600 |
| 総 務 費 | 58,949,174 | 15,733,830 | 74,683,004 |
| 民 生 費 | 106,339,332 | 3,217,199 | 109,556,531 |
| 衛 生 費 | 29,878,159 | 220,326 | 30,098,485 |
| 労 働 費 | 1,769,698 | 2,656,790 | 4,426,488 |
| 農 林 水 産 業 費 | 65,854,849 | 677,137 | 66,531,986 |
| 商 工 費 | 47,295,433 | △ 620,243 | 46,675,190 |
| 土 木 費 | 108,510,932 | △ 16,996,668 | 91,514,264 |
| 警 察 費 | 30,821,498 | △ 905,079 | 29,916,419 |
| 教 育 費 | 132,765,064 | △ 4,871,443 | 127,893,621 |
| 災 害 復 旧 費 | 18,692,648 | △ 4,889,921 | 13,802,727 |
| 公 債 費 | 73,817,851 | △ 896,053 | 72,921,798 |
| 諸 支 出 金 | 54,514,420 | 5,209,195 | 59,723,615 |
| 一般会計合計 | 730,505,397 | △ 1,566,669 | 728,938,728 |

特 別 会 計 歳 出 一 覧

(単位:千円)

| 会 計 名 | 補正前の額 | 今回補正額 | 計 |
|------------------------------|-------------|-----------|-------------|
| 開 発 事 業 特 別 資 金 | 21,080 | 14,631 | 35,711 |
| 公 債 管 理 | 79,580,817 | △ 861,049 | 78,719,768 |
| 国 民 健 康 保 険 | 109,873,252 | 5,321,232 | 115,194,484 |
| 母子父子寡婦福祉資金 | 234,605 | 1,093 | 235,698 |
| 山 林 基 本 財 产 | 152,035 | △ 17,260 | 134,775 |
| 拡 大 造 林 事 業 | 167,258 | 13,260 | 180,518 |
| 林 業 改 善 資 金 | 921,549 | 4,391 | 925,940 |
| 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 | 611,245 | 81,175 | 692,420 |
| えびの高原スポーツレクリエーション施設 | 4,224 | △ 1,088 | 3,136 |
| 県 営 国 民 宿 舎 | 152,412 | △ 15,019 | 137,393 |
| 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 | 173,525 | 40,557 | 214,082 |
| 公 共 用 地 取 得 事 業 | 1,005,252 | △ 178,261 | 826,991 |
| 港 湾 整 備 事 業 | 1,165,177 | 0 | 1,165,177 |
| 県 立 学 校 実 習 事 業 | 240,151 | 9,442 | 249,593 |
| 育 英 資 金 | 5,527,005 | 92,851 | 5,619,856 |
| 特 別 会 計 合 計 | 199,829,587 | 4,505,955 | 204,335,542 |

○ 補助公共・交付金事業

(単位:千円)

| 事業名 | 補正前の額 | 今回補正額 | 計 |
|----------|-------------|--------------|------------|
| 道路事業 | 40,528,715 | △ 8,731,752 | 31,796,963 |
| 河川事業 | 11,304,208 | △ 3,360,887 | 7,943,321 |
| 砂防事業 | 7,756,030 | △ 1,948,332 | 5,807,698 |
| 港湾事業 | 5,292,000 | △ 3,047,772 | 2,244,228 |
| 住宅事業 | 1,300,446 | △ 464,257 | 836,189 |
| 街路事業 | 2,451,299 | △ 203,050 | 2,248,249 |
| 都市計画事業 | 1,323,090 | △ 79,896 | 1,243,194 |
| 土地改良事業 | 11,233,042 | △ 768,331 | 10,464,711 |
| 農村総合整備事業 | 1,340,579 | △ 95,544 | 1,245,035 |
| 畜産基盤事業 | 192,412 | △ 106,474 | 85,938 |
| 漁港事業 | 2,877,627 | △ 281,946 | 2,595,681 |
| 造林事業 | 4,755,000 | △ 577,887 | 4,177,113 |
| 林道事業 | 2,405,844 | △ 489,354 | 1,916,490 |
| 治山事業 | 4,392,591 | △ 421,882 | 3,970,709 |
| 自然公園事業 | 243,439 | △ 131,035 | 112,404 |
| 合計 | 100,905,037 | △ 20,708,399 | 80,196,638 |

○ 県単公共事業

(単位:千円)

| 事業名 | 補正前の額 | 今回補正額 | 計 |
|------|------------|----------|------------|
| 治山事業 | 193,913 | △ 66,691 | 127,222 |
| 自然公園 | 1,350 | △ 1,350 | 0 |
| 合計 | 19,711,470 | △ 68,041 | 19,643,429 |

○ 直轄事業負担金

(単位:千円)

| 事業名 | 補正前の額 | 今回補正額 | 計 |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 道路事業 | 1,557,155 | 30,731 | 1,587,886 |
| 河川事業 | 787,143 | 448,635 | 1,235,778 |
| 砂防事業 | 244,766 | 10,594 | 255,360 |
| 港湾事業 | 602,700 | 233,939 | 836,639 |
| 空港事業 | 785,760 | △ 232,588 | 553,172 |
| 高速道路事業 | 2,804,644 | 1,171,526 | 3,976,170 |
| 土地改良事業 | 745,179 | △ 19,555 | 725,624 |
| 災害復旧事業 | 50,000 | 68,338 | 118,338 |
| 合計 | 7,599,032 | 1,711,620 | 9,310,652 |

○ 災害復旧事業

(単位:千円)

| 事業名 | 補正前の額 | 今回補正額 | 計 |
|--------|-------------|--------------|-------------|
| 土木災害 | 10,366,671 | △ 2,379,313 | 7,987,358 |
| 港湾災害 | 747,410 | △ 747,410 | 0 |
| 都市災害 | 17,000 | △ 17,000 | 0 |
| 耕地災害 | 2,959,091 | △ 1,328,030 | 1,631,061 |
| 漁港災害 | 134,170 | △ 106,170 | 28,000 |
| 水産災害 | 68,594 | △ 55,483 | 13,111 |
| 治山災害 | 300,000 | △ 288,200 | 11,800 |
| 文教施設災害 | 92,700 | △ 37,875 | 54,825 |
| 合計 | 18,642,648 | △ 4,959,481 | 13,683,167 |
| 公共計 | 146,858,187 | △ 24,024,301 | 122,833,886 |

※主な事業については、令和8年度当初予算案の概要に掲載のとおり。

2 特別議案の概要

【条例 8 件】

- **議案第64号 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例**（人事課）

船員の食事に要する費用を新たに旅費として支給する等、関係規定の改正を行うものである。

- **議案第65号 宮崎県高等学校等教育改革促進基金条例**（高校教育課）

県立高等学校等の教育改革を推進するため、基金を設置する。

- **議案第66号 宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例**（デジタル推進課）

県民の利便性向上の観点から、行政手続のオンライン化やキャッシュレス化を推進するため、関係規定の改正を行うものである。

- **議案第67号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**（市町村課）

薬剤師法施行令等の改正に伴い、関係規定の改正を行うものである。

- **議案第68号 宮崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例**（こども家庭課）

一時保護施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定の改正を行うものである。

○ 議案第69号 宮崎県特定都市河川浸水被害対策法施行条例（河川課）

特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設等の標識の設置基準を定めるため、制定するものである。

○ 議案第70号 都市計画法施行条例の一部を改正する条例（建築住宅課）

市街化調整区域の立地基準について、予定建築物等の用途制限を緩和するため、関係規定の改正を行うものである。

○ 議案第71号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（建築住宅課）

県営住宅の期限付入居について、子育て世帯の対象範囲を拡大するため、関係規定の改正を行うものである。

【条例以外 9 件】

○ 議案第72号 工事請負契約の締結について（道路建設課）

防災・安全交付金事業国道327号佐土の谷工区（仮称）3号トンネル工事（2工区）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものである。

契約の目的 防災・安全交付金事業国道327号佐土の谷工区（仮称）3号トンネル工事（2工区）

契約の金額 1,676,410,340円

契約の相手方 旭・大淀・龍南特定建設工事共同企業体

○ 議案第73号 工事請負契約の締結について（道路建設課）

社会資本整備総合交付金事業主要地方道竹田五ヶ瀬線波帰之瀬工区（仮称）波帰之瀬橋上部工工事（P2張出）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものである。

契約の目的 社会資本整備総合交付金事業主要地方道竹田五ヶ瀬線波帰之瀬工区（仮称）波帰之瀬橋上部工工事（P2張出）

契約の金額 2,334,520,760円

契約の相手方 ピーエス・山崎・矢野特定建設工事共同企業体

○ 議案第74号 工事請負契約の締結について（道路建設課）

社会資本整備総合交付金事業主要地方道竹田五ヶ瀬線波帰之瀬工区（仮称）波帰之瀬橋上部工工事（P1張出）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものである。

契約の目的 社会資本整備総合交付金事業主要地方道竹田五ヶ瀬線波帰之瀬工区（仮称）波帰之瀬橋上部工工事（P1張出）
契約の金額 2,198,680,000円
契約の相手方 オリエンタル白石・上田工業・木田建設特定建設工事共同企業体

○ 議案第75号 工事請負契約の締結について（河川課）

ダムメンテナンス事業松尾ダム右岸小門開閉装置更新工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものである。

契約の目的 ダムメンテナンス事業松尾ダム右岸小門開閉装置更新工事
契約の金額 532,665,760円
契約の相手方 豊国工業株式会社

○ 議案第76号 工事請負契約の変更について（道路建設課）

防災・安全社会資本整備交付金事業国道327号佐土の谷工区（仮称）3号トンネル工事（1工区）の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものである。

| | (変更前) | (変更後) |
|------|------------------------|------------------------|
| 契約金額 | 2,021,842,536円 | 2,213,928,589円 |
| 契約期間 | 令和5年3月14日から令和8年3月25日まで | 令和5年3月14日から令和8年7月31日まで |

○ 議案第77号 工事請負契約の変更について（道路建設課）

社会資本整備総合交付金事業主要地方道竹田五ヶ瀬線波帰之瀬工区（仮称）波帰之瀬橋橋梁下部工（P2）工事の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものである。

| | (変更前) | (変更後) |
|------|-------------------|-------------------|
| 契約金額 | 1, 214, 764, 480円 | 1, 264, 554, 282円 |

○ 議案第78号 工事請負契約の変更について（道路建設課）

道路メンテナンス事業主要地方道高城山田線王子橋工区（仮称）王子橋上部工工事の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものである。

| | (変更前) | (変更後) |
|------|-------------------|-------------------|
| 契約金額 | 1, 832, 346, 757円 | 1, 844, 193, 064円 |

○ 議案第79号 工事請負契約の変更について（財産総合管理課）

環境配慮型県庁立体駐車場整備事業の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものである。

| | (変更前) | (変更後) |
|------|-------------------|-------------------|
| 契約金額 | 1, 441, 000, 000円 | 1, 467, 553, 807円 |

○ 議案第80号 工事請負契約の変更について（施設調整課）

新宮崎県体育館建設主体工事の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものである。

| | (変更前) | (変更後) |
|------|-------------------|-------------------|
| 契約金額 | 7, 438, 268, 418円 | 9, 073, 194, 104円 |

【報告承認2件】

○ 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（財政課）

議会において議決すべき次の事件を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に伴う補正

| | |
|-----|-----------------|
| 補正額 | 870, 237千円 |
| 補正後 | 730, 465, 820千円 |

（専決年月日 令和8年1月23日）

○ 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（財政課）

議会において議決すべき次の事件を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）

国家賠償請求事件に係る補正

| | |
|-----|--------------------------|
| 補正額 | 3 9 , 5 7 7 千円 |
| 補正後 | 7 3 0 , 5 0 5 , 3 9 7 千円 |

（専決年月日 令和8年2月2日）

【報告2件】

○ 損害賠償額を定めたことについて

地方自治法第180条第2項の規定による損害賠償額を定めたことについての報告
17件 10,591,688円

○ 宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について (財務福利課育英資金室)

地方自治法第180条第2項の規定による宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起についての報告